

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月
津島市立神守中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から人間的なふれあいを大切にし、ささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が自分を大切に、相手も大切にする姿勢をもつとともに、互いの存在を認め合い、支えあえる人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないよう情報交換を密にし、いじめ・不登校の防止に組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、主任養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学年集会・学年PTAの場での講話や、学校通信「至誠」やホームページ等を通して、随時、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、生徒一人一人が存在感、充足感をもつことができるような集団（学級・学年・部活動等）づくりを進める。

イ 小グループでの話し合い、考えの交流と共有を取り入れた学び合う学習集団づくりを進め、互いの存在を認め合いながら、支え学び合う態度の育成に努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育・キャリア教育の充実を図るとともに、体験活動

を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

オ 家庭・地域社会との連携を密にする。スマートホン等の通信機器、インターネットや SNS の利用については家庭内で適切なルールを設け、いじめに関わるやり取りがないかを常に見守るように願う。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 担任との二者懇談（年 2 回＋随時）やスクールカウンセラーによる教育相談の充実、いじめアンケート等で生徒の実態把握を行い、生徒理解に努める。また、日頃から担任教師と生徒との信頼関係を深め、小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。また、各教科担当・部活動顧問・養護教諭等、教師相互の連携を密にし、全職員でいじめの早期発見に取り組む。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

エ ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、個人で判断せずに直ちに当該組織に報告・相談し、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ いじめの情報、共有すべき内容（いつ・どこで・誰が・何を・どのように）を正確に収集し、早期発見につなげる。

ウ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

エ 加害者生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、こども家庭センター、教育相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に 2 回実施（6 月、12 月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年 2 回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

